

宣伝・広告と景品表示法

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙織
弁護士 佐野 翔平

▶ POINT

- ① 企業にとって必要不可欠な宣伝・広告活動は、景品表示法による規制を受けます。
- ② 景品表示法で、課徴金や措置命令の対象となる宣伝・広告は、「表示全体から一般消費者が誤認するおそれがあるか」という観点から判断されます。
- ③ 不適正な宣伝・広告活動にならないためには、社内でのチェック体制や情報共有等が重要です。

1 はじめに

- ① 商品Aを4980円で10日間販売していたが、他店では4200円で販売していることが分かったので、「希望小売価格4980円 今なら限定セール価格3980円」と記載した広告を配布して、販売を続けている。
- ② 商品Bは、約1年前の販売開始以来、ずっと29800円で販売していたが、型式が古くなったため22000円に値下げして販売している。その際、「定価29800円のところ、特価22000円」と表示し、そのまま1ヶ月が経過している。

このような広告や価格表示に心当たりはありますか？

消費者庁や公正取引委員会の考え方では、①も②も、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」といいます。)違反になりうるとされています。

今回は、景品表示法のうち、主に広告・宣伝に関する部分についてご紹介します。

2 景品表示法による規制内容

景品表示法は、その名のとおり「表示」(いわゆる広告・宣伝全般を指します。)と商品の購入者などに提供される「景品類」を規制する法律です。

景品表示法の大まかな規制内容をまとめると、次のようになります。

不当表示の禁止(法5条)	景品類の制限・禁止(法4条)
i) 優良誤認表示 実際の商品やサービスより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示の禁止	iv) 総付(そうづけ)景品の規制 取引に付随して、対象者全員に景品を提供する場合 ⇒景品の最高額は、対象となる取引額の20%か200円のいずれか高い方 ¹
ii) 有利誤認表示 取引条件について実際よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示の禁止	v) 懸賞景品の規制 取引に付随して、くじや抽選などで景品を提供する場合 ⇒【一般懸賞の場合】 景品の最高額は、対象となる取引額の20倍の金額か10万円のいずれか低い方 ² ⇒【共同懸賞 ³ の場合】 景品の最高額は、30万円
iii) その他の誤認の恐れがある表示 「おとり広告に関する表示」、「商品の原産国に関する不当な表示」など、告示により個別に指定	

景品表示法の違反行為が認められると、措置命令を受ける場合があります。措置命令では、例えば、違反する表示を今後行わないだけでなく、実際よりも有利に誤認される表示等であったことを一般消費者に周知することや、再発防止策を講じること等を命じられます。さらには平成28年4月1日より、上記の表の i・ii の行為の違反に対しては、課徴金納付命令が出される場合があります。

また、措置命令が出された場合は、消費者庁のHPで公表されますので、特に消費者の関心の高い企業や商品にとっては、ブランド価値や信用の低下は免れません。

一方で、広告や宣伝は多くの企業にとって避けては通れない必要不可欠な活動ですので、企業側の景品表示法に対する知識や認識も必要不可欠と言えます。

3 景品表示法の判断基準

景品表示法は、「一般消費者の利益を保護」することが目的ですので(同法1条)、「不当な表示」に当たるかどうかは、あくまで「一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」(同条)、すなわち一般消費者に誤認されるおそれがあるか、という観点で判断され、事業者に故意・過失がなくても措置命令の対象になります⁴。

そのため、事業者からすれば業界の常識であったり、取引先からの情報を信用した場合であっても、景品表示法に違反する可能性があります。

¹ 景品の価値の基準となる取引額は、対象となる取引の最低額になるため、例えば、「税込1万円以上購入の方にもれなくプレゼント」とする場合には、1万5000円を購入した人に対してであっても、税込1万円の20%である税込2000円相当を超える景品を提供すると、景品表示法に違反することになります。

² 例えば、「税込1000円以上購入の方から抽選で〇名様にプレゼント」とする場合には、一般懸賞であれば1000円×20倍＝2万円を超える商品を提供すると、景品表示法に違反することになります。

なお、懸賞景品には、景品の最高額だけでなく、景品の総額に対する規制もあります。

³ 「共同懸賞」は、商店街や一定の地域の小売業者の相当多数が共同して懸賞を行うなどの場合です。

⁴ ただし、課徴金納付命令については、事業者側から必要な注意を怠らなかったことを示せば、対象になりません。

4 景品表示法違反となる場合

それでは、次に、宣伝や広告が景品表示法違反となる典型的なケースをご紹介します。

(1) 価格表示が不当であると判断される場合

消費者庁の「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(価格表示ガイドライン)⁵によると、過去の販売価格(冒頭の例①では「希望小売価格4980円」、②では「定価29800円」)を比較対象とする場合、その価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」と言えない場合は、不当表示に該当するおそれがあります。

そして、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」と言えるためには、比較対象になる価格で販売されていた期間が、(ア)直近8週間のうち過半を占めること、(イ)少なくとも2週間以上あることに加え、(ウ)値下げ販売開始時点で比較対象になる価格で販売されていた最後の日から2週間以上経過していないこと、という3つの要件を満たす必要があります。

冒頭の例①は、「希望小売価格4980円」で販売されていた期間が10日間しかないため、要件(イ)を満たさないこととなります。

冒頭の例②は、22000円に値下げをした時点では「不当な表示」に当たりませんが、その表示のまま1ヶ月が経過したことで、結果的に要件(ア)を満たさないことになり、不当表示に該当する恐れがあります。但し、このような場合、セール期間を明示していれば、直ちに問題とはならないと考えられています。

価格表示や宣伝・広告が景品表示法に違反するかどうかは、典型的なものについてはガイドラインなどで詳しく記載されており、消費者庁のHP等で確認することができます。そのため、景品表示法についてある程度の認識があれば、未然に防止できる可能性が高いと言えます。

(2) 注意書きや打消し表示が不十分であると判断される場合

③ 商品Cは通常20000円以上で販売されているところを、3日間限定のキャンペーン価格として10000円で販売する旨の広告を行った。その際、「在庫限りになります。」「店舗によっては取扱いのないところもございます。」と注意書きを書いていたが、用意した数が少なかったため、売り切れが続出し、また取扱いのない店舗でも注文が殺到した。これについて、後日おとり広告であるとして、措置命令を受けた。

公正取引委員会及び消費者庁による「おとり広告に関する表示」⁶及び「「おとり広告に関する表示」等の運用基準」⁷によると、「供給量が著しく限定されている」にもかかわらず、「その限定の内容が明瞭に記載されていない場合」は、その商品についての広告は「おとり広告」として禁止されます。

このような場合には、具体的に取扱いの無い店舗名や、店舗ごとの販売数量を明示する(「△△店では取り扱いがありません」「各店舗先着5点限り」等)必要があります。

例③も、取扱店舗と商品の点数を明示するだけで、措置命令を回避できた可能性が高いと言えます。

⁵ http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf

⁶ http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_17.pdf

⁷ http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_31.pdf

(3)不実証広告規制(景品表示法7条2項)

例えば、「商品Dを使うと害虫をよせつけません！」と商品の効果の宣伝していた場合、消費者庁は事業者に対し、15日以内に、その効果の根拠となる資料を提出するよう求めることができます。

あらかじめ商品の効果を裏付ける試験や調査が必要であることはもちろんですが、上記資料の提出期限は原則15日と極めて短く、期限までに資料が提出できない場合はもちろん、提出資料が十分でないと判断された場合でも、「不当表示」と判断されることとなります⁸。

5 おわりに

広告・宣伝は多くの事業者にとって必要とされる活動です。そのため、不適正な宣伝・広告活動といわれないためには、社内でのチェック体制を整え、また現場担当者に至るまで、宣伝・広告の規制についての情報共有が重要になります。

ただ、景品表示法に違反するかどうかは、必ずしも社内だけで十分に判断できるとは限りません。判断が難しい場合は、積極的に弁護士などの専門家に相談するようにしましょう。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいで差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

昨年12月より、当事務所で執務をしております弁護士の江上です。

先日、国選弁護人として担当した被疑者の勾留決定に対し、準抗告という異議申立手続を行ったところ、裁判所にこれが認められ、国選弁護人 就任後2日で被疑者を釈放させることに成功しました。勾留に対する準抗告が認められる確率は高くないのが現状ですが、諦めずに挑戦することが、成功に繋がるのだと改めて実感いたしました。このような成功体験を忘れず、刑事事件のみならず、全ての事件に、熱い気持ちを持って取り組んでいく所存です。

(弁護士 江上裕騎)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>

⁸ http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_34.pdf